

岸 和 田 市 農 業 委 員 会
第 20 回（令和 7 年 2 月）総会議事録

1 日 時 令和 7 年 2 月 7 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 00 分

2 場 所 桜台市民センター 3 階 講座室 4

3 議案（その 1）

議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請意見聴取について

議案第 4 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その 2）

報告第 1 号 専決処分の報告について

（専決処分第 1 号）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について

（専決処分第 2 号）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理について

5 出席委員 13 名（定数 14 名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	谷藤 栄一
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 11 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

6 欠席委員

坂田 正行委員、田中 唯夫推進委員

7 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、伊勢主査

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは第 20 回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員 14 名の内 13 名、推進委員 12 名の内 11 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。 以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申し上げます。

6 番 原委員、7 番 南委員 をお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第 1 号についてご説明致します。

議案書（その 1）1 ページをお願い致します。

本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は 1 ページの一覧表のとおり 1 件でございます。

1 番の設定する利用権は賃借権で、期間は告示日から 5 年間でございます。

事前に行われた（山直上）地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、妥当であるとの報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。 議案第 1 号 1 番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直上地区協議会 それでは、山直上地区協議会における議案第 1 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 2 月 3 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 (山直上) 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし
議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 1 号について原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし
議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり決定することに決しました。

次に、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第 2 号についてご説明致します。

議案書(その 1) 2 ページをお願い致します。

本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸し付申出書及び農地の借り受希望者から農地借り受申出書が提出され、一般社団法人大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に基づき、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

設定する利用権ですが、2 ページから 4 ページの一覧表のとおり 7 件で、1 番・2 番の設定する利用権は使用貸借権で 1 番の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 22 年 3 月 31 日までの 15 年間、2 番の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日まででの 10 年間、3 番・4 番の設定する利用権は賃借権で期間はどちらも令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで、5 番から 7 番の設定する利用権は使用貸借権で期間は 5 番が令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで、6 番・7 番が令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日まででございます。

事前に行われた、各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、一般社団法人大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし
議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第 2 号 1 番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第2号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる2月4日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第2号2番から4番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第2号2番から4番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる2月5日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第2号5番の農地について、山直上地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第2号5番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる2月3日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第2号6番・7番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第2号6番・7番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる2月5日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり要請することに決しましてご異議ございませんか。

委員 意義なし

議長 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 2 号は原案のとおり一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決しました。

次に、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第 3 号についてご説明いたします。

議案書（その 1）5 ページをお願いいたします。

本件は、農地法第 4 条の規定による農地を農地以外の用途にするための転用の許可申請が一覧表のとおり 2 件でございます。1 番は隣接する介護老人保健施設の来場者露天駐車場、設備点検整備作業用地、修景緑地ほかとして転用するものであり、農地区分については、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地と判断しています。

2 番は申請者が居宅として転用するものであり、農地区分については、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地と判断しています。

この件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第 3 号 1 番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 3 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 2 月 4 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、許可やむを得ないものと認め承認し、原案のとおり意見聴取することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第 3 号 2 番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第3号2番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

以上でございます。

委員 なし

委 員 異議なし

よって、議案第 3 号は原案のとおり大阪府農業会議に意見聴取することと決しました。

事務局 議案第４号についてご説明致します。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明が、一覧表のとおり 2 件でございます。

以上でございます。

委員 なし

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第４号１番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

中央・土生郷地区協議会会長 本件に関しまして、さる２月４日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

中央・土生郷地区協議会会長 以上でございます。

議長 続いて、議案第４号２番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告、願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第４号２番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

八木・城北・春木地区協議会会長 本件に関しまして、さる２月３日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

八木・城北・春木地区協議会会長 以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第４号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり証明することに決しました。

議長 次に、議案書（その２）専決処分の報告に移ります。

議長 報告第１号「専決処分の報告」を一括して報告致します。報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案書（その２）報告第１号についてご説明致します。

事務局 議案書（その２）１ページをお願い致します。

事務局 本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第１９条により、専決処分を行なった内容で、令和６年１２月２１日から令和７年１月２０日までの受理分についての報告となります。

事務局 ２ページをお願い致します。専決処分第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について」は、農地法第４条第１項第７号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、３ページの一覧表のとおり、令和６年１２月２１日から１２月３１日までに届出がなされ、令和７年１月６日に専決処分を行なった内容が２件、４ページの一覧表のとおり、令和７年１月１日から１月１０日までに届出がなされ、令和７年１月１５日に専決処分を行なった内容が２件でございます。

事務局 ５ページをお願いします。専決処分第４号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について」は、農地法第５条第１項第６号の規定による市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、６ページの一覧表のとおり、１２月２１日から１２月３１日までに届出がなされ、令和７年１月６日に専決処分を行なった所有権移転が１件、７ページの一覧表のとおり、１月１日から１月１０日までに届出がなされ、令和７年１月１５日に専決処分を行なった所有権移転が１件、８ページの一覧表のとおり、１月１１日から１月２０日までに届出がなされ、令和７年１月２７日に専決処分を行なった所有権移転が１件でございます。以上、専決処分報告第１号・第２号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審議した結果、適法でありました。よって会長が専決処分いたしましたものであります。

以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

委員 なし

議長 特段ないようですので、これで第２０回総会の議事を終了いたします。

令和７年２月７日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 原 世 志 之

委 員 南 加 代 子